

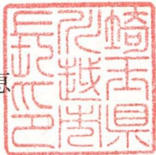
産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都港区六本木七丁目15番14号
氏 名 株式会社 山一商事
代表取締役 松本 大輔
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

川越市長 森 田 初 恵



許可の年月日 令和 7 年 12 月 4 日
許可の有効年月日 令和 14 年 11 月 25 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理

焼却：紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず 以上6種類
焼却（バーナー焼却）：廃油 以上1種類
破碎：廃プラスチック類、がれき類 以上2種類
分別・破碎：木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類
乾燥：汚泥 以上1種類
破碎・圧縮梱包：廃プラスチック類 以上1種類
圧縮梱包：廃プラスチック類（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

この許可証写しは、インターネット上での
情報公開を目的として掲載したものです。
上記以外の目的の為の再複写を禁じます。

3. 許可の条件

株式会社 山一商事

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2に掲げる場所で行うこと。
(2) 処理施設の能力は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の合計能力とする。
(3) 作業は、焼却施設及び乾燥施設の運転を除き午前8時から午後5時までの間に行い、日曜日及び祝日は休日とすること。また、焼却のための前処理破碎設備の稼動は午前8時から午後5時までの間とし、日曜日及び祝日は休日とすること。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	文 書 番 号	変 更 内 容
平成 8 年 11 月 26 日	指令廃対第 902 号	新規許可
平成 30 年 12 月 6 日	—————	変更届（代表者の変更）
平成 31 年 2 月 6 日	—————	変更届（保管施設の変更）
令和 元 年 12 月 5 日	—————	変更届（圧縮梱包施設の変更）
令和 7 年 12 月 4 日	川産第 275 号	更新許可（優良認定）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

川越市大字下赤坂字大バケ上元南大塚分 1 8 1 1 番 1、1 8 1 1 番 4 の一部、1 8 1 1 番 5、1 8 1 2 番 1、1 8 1 2 番 9、1 8 1 6 番 1 の一部 以上 6 筆（面積 12,560.81 m²）に限る。

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
焼却施設	60 t / 日 2.5 t / 時 (24 時間)	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、 動物系固形不要物、ゴムくず 以上 6 種類	平成 10 年 10 月 29 日 平成 10 年 10 月 29 日 2-35
焼却施設 (バーナー焼却)	1 m ³ /日 (24 時間)	廃油 以上 1 種類	平成 10 年 10 月 29 日 平成 10 年 10 月 29 日 2-35
破碎施設	4 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類 以上 1 種類	平成 8 年 11 月 26 日 _____ _____
破碎施設	800 t / 日 (8 時間)	がれき類 以上 1 種類	平成 8 年 11 月 26 日 平成 13 年 2 月 1 日 2-18
分別・破碎施設	160 m ³ /日 (8 時間)	木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリ ートくず及び陶磁器くず 以上 3 種類	平成 8 年 11 月 26 日 平成 13 年 2 月 1 日 2-19
乾燥施設	10 m ³ /日 (24 時間)	汚泥 以上 1 種類	平成 8 年 11 月 26 日 _____ _____
圧縮梱包施設	51.2 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類 以上 1 種類	令和元年 12 月 5 日 _____ _____

保管施設

産業廃棄物の種類	保 管 面 積	保管高さ等
汚泥 以上 1 種類	98.8 m ²	地下ピット 395 m ³
廃油 以上 1 種類	20 m ²	ドラム缶 10 本
廃プラスチック類 以上 1 種類	320 m ²	2m
廃プラスチック類 以上 1 種類	80 m ²	1.5m (8 m ³ コンテナ 4 台、 2 m ³ コンテナ 10 台)
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず 以上 5 種類	120 m ²	2m
金属くず 以上 1 種類	23.1 m ²	2m
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上 1 種類	70 m ²	2m
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上 1 種類	41.5 m ²	2.3m
がれき類 以上 1 種類	120 m ²	3m
がれき類 以上 1 種類	37.8 m ²	2.3m
がれき類 以上 1 種類	49.5 m ²	2.3m